

議案第 12 号

議決第 号

始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例の件

始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。